

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 所管事務の調査（報告）

（１）新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第３期実行計画 実施結果について

資料１ 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第３期 実行計画 平成２４年度実施結果について（病院局）

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画 平成24年度実施結果について（病院局）

1 趣旨

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の平成24年度実施結果として、病院局の施策評価結果を取りまとめました。

2 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画 平成24年度実施結果（概要）

1 政策体系に位置付けられた施策課題の実施結果

第3期実行計画に位置付けられている242の施策課題（再掲を除く。）のうち、病院局が所管する施策課題は2課題あり、それらについて平成24年度の施策評価を行った結果、いずれの施策課題も、「施策の目標」の実現に向け、施策が順調に推進したという評価となりました。

内訳としては、新たな課題等があるが今後も現在の取組の継続等により対応できるものが2課題ありました。

表1 達成状況区分別 施策課題数と構成比（総合企画局）

評価区分	内 容		施策課題数	構成比(%)	
A	【施策が順調に推進したもの】	I	●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	0	—
		II	●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合	2	100
B	【施策が一定程度推進したもの】 ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合		0	—	
C	【施策が推進していないもの】 ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合		0	—	
合 計			2	100	

2 主な施策の実施結果について

(1) 【医療の質及び患者サービスの向上】・・・・・・・・・・＜別冊 1：(170 頁)＞ 施策評価結果：AⅡ

(2) 【安定的な病院事業の推進】・・・・・・・・・・＜別冊 1：(172 頁)＞ 施策評価結果：AⅡ